

青葉台6丁目町会

町 会 会 則

第19版

吉成 正司(平成29, 30年度 ,2019年度, 2020年度町会長)

施行 2020年4月 18日

青葉台6丁目町会会則

第1章 総則

第1条 本会は青葉台6丁目町会と称し、事務局を会長宅に置く。

第2条 本会は明るく住み良い町づくりを目指し、会員相互の連携と親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動をする。

1. 青葉台夏祭り、みどりヶ丘盆踊り、市民体育祭、福祉関係施策、および、その他の親睦行事の実施
2. 町内の防犯・防災活動、並びに安全活動の推進
(防災活動は「青葉台6丁目自主防災会規約、防災計画」による)
3. 町内および6丁目周辺の美化、衛生活動の推進
4. 広報活動および必要情報の伝達
5. みどりヶ丘集会所の管理・運営(7丁目との共同)
6. 青葉台コミュニティバス(あおばす)の一般路線化後の「あおばす路線を支える会」に参画し、地域住民のバス利用促進並びに利便性の維持等を推進
7. 災害時地域支援体制づくりの推進
8. 高齢者等の見守り支援体制づくりの推進
9. 老人会、子供主体の行事、地区PTA活動への協力・支援
10. その他、町会全般に関わる諸問題の処理

第4条 町会は次の団体に加入する。

1. 姉崎地区町会長会(行政組織上の上位団体)
2. 青葉台町会協議会(青葉台町会で構成)
3. 市原市姉崎地区社会福祉協議会

第2章 会員の資格および会費

第5条 本会の会員は、原則として市原市青葉台6丁目地区で生計を営む住人とする。

第6条 入会・復会の手続きは、次のとおりとする。

1. 本会に入会しようとする者は、入会申請書に入会金1,000円を添えて会長に申し出る。
2. 本会に復会しようとする者は、復会申請書のみを添えて会長に申し出る。
3. 会員の資格は入会申請書・復会申請書を提出した日から取得する。

第7条 退会の手続きは次のとおりとする。

1. 本会を退会する場合は、事前に退会申請書にて会長に申し出る。
2. 本会を退会する場合は、入会金の払い戻しはしない。ただし、会費の前納分については、退会時点での過払い金を払い戻し精算する。

第8条 会費の納入は次のとおりとする。

1. 毎月350円の会費および100円のみどりヶ丘集会所積立金（以下「積立金」と記す）を納入しなければならない（ただし、複数世帯同居で、一戸建ての場合は一戸分とする）。
2. 会費を納入すべき期間は、会員の資格を取得した翌月から、その資格を失った月までとする。
3. 会費は、6ヶ月または1年分を一括納入（全納）することができる。
4. 転勤その他の理由で休会する場合は、休会届けを添えて会長に申し出れば会費の納入を停止することができる。

第3章 役員の選出と任務

第9条 役員の選出と任務は次のとおりとする。

1. 役員は、各区画より一名ずつ選出する。選出方法は各区画に一任するが、その改選事務等の世話は在任役員が担当する。ただし、役員職務の遂行が困難である独居の介護保険適用者、または4月1日時点で、満85歳以上の高齢者の場合には、免除等の措置を取り別の役員を選定する。
(当人の意志による役員への参画は妨げない)
2. 各区画の編成は役員会の決定事項とする。
3. 役員は、担当区画内における町会活動に必要な任務を行う。

第10条

1. 役員はいずれかの役職を担い、その任務を担当する。

なお、業務の詳細は「役員および各部の業務規定」に定める。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 4名(副会長1、副会長2、副会長3、副会長4)
 - ① 会長を補佐し、会長に不都合等ある時は、その業務を副会長番号の順位で代行する。
 - ② 副会長1は、総務部長とし、副会長2～4は他の何れかの部長を兼務する。
 - ③ 副会長は、青葉台夏祭り、みどりヶ丘盆踊り、市民体育祭、福祉関係施策に関わる行事等の何れかの6丁目責任者を兼務する。
- (3) 会計 本会の会計業務を担当する。
- (4) 会計監査 本会の会計監査を担当する。
- (5) 子供担当役員 本会の行事等における子供の参加業務を担当する。

- (6) 総務部 本会の運営事務を担当する。
- (7) 広報部 本会の広報業務を担当する。
- (8) 防犯・防災部 町内の防犯・防災活動、並びに安全活動の推進。
- (9) 環境・衛生部 町内の清掃、美化、並びに衛生活動の推進。
- (10)集会所管理部 みどりヶ丘集会所の管理・運営業務を担当する。
- (11)災害時地域支援体制づくりの担当役員

- ① 会長は、本業務の統括責任者となる。
- ② 情報管理者を置き、会長が指名する。

なお、実施・管理の詳細は「6丁目町会災害時地域支援体制づくりの実施・管理規定」に定める。

(12)高齢者等の見守り支援体制づくりの担当役員

- ① 会長は、本業務の統括責任者となり、実務は総務部長が行う。
- ② 情報管理者を置き、会長が指名する。

なお、実施・管理の詳細は「6丁目町会高齢者等の見守り支援管理規定」に定める。

2. 本会は、あおばす路線を支える会の役員を次のとおり選出する。

- (1) 会長は、あおばす路線を支える会役員を兼務し、他に役員より2名を選出する。

第11条 役員の様職は原則として第9条第1項により選出された役員の互選によって選出し、総会で会員の承認を得る。

第12条 役員の任期は次のとおりとする。

- 1. 役員の任期は1年とし、4月1日から翌年3月31日までとする。
ただし、再任は妨げない。
- 2. 補欠のため選出された役員の任期は前任者の残任期とする。

3. 役員はその任期が満了しても定期総会終了までその任務を行う。
4. 役員は任期満了後の1年間は、大地震等災害発生時の安否確認作業について、次年度役員を補佐する。
5. 同居家族が居なく、任期途中で役員を続けることができない場合は、会長に申し出る。 欠員補充の必要性は、会長の判断とする。

第13条 本会に会長の指名もしくは役員会の決議により次の役員やサポートチームを置くことができる。

1. 顧問（若干名）
2. 町会全般に関わる諸問題の処理を検討するサポートチーム（必要人数）

第4章 総会および役員会

第14条 総会は定期総会および臨時総会とし、次のとおりとする。

1. 定期総会は毎年1回とし、3月下旬～4月上旬に開催する。
2. 臨時総会は必要に応じ、役員会の決議を得て召集する。

第15条 定期総会は会員総数の3分の2の出席（委任状を含む）を以て成立し、次の事項につき会員の承認を得る。

1. 前年度の経過報告
2. 前年度の会計報告
3. 会則の改訂
4. 役員改選結果
5. 新年度の活動計画
6. 新年度の会計予算
7. その他

第16条 総会の議事進行には会員より議長を選出し、これにあたらせる。

議決は出席者の過半数の賛成を必要とし、賛否同数の場合は議長の裁決による。

第17条 役員会は次のとおりとする。

1. 役員会は役員を以て構成し、会の業務遂行に関し必要な事項について協議推進する。
2. 役員会は会長が召集し、その議長となる。
3. 役員会は役員の3分の2の出席によって成立する。
4. 役員は特に支障があるときは、代理人および委任状により委任することができる。

第5章 会計

第18条 本会の経費は次に掲げるものを以て当てる。

- (1) 会員の会費 (2) 市の補助金・助成金 (3) その他の収入

第19条 本会の決算書は総会前に作成し、会計監査を受けた後、定期総会の承認を得なければならない。

第20条 本会の予算は前年度役員から聴取の上、新旧の会長・会計で原案を作成し、定期総会の承認を得なければならない。

第21条 本会の会計年度は毎年3月11日に始まり翌年3月10日で終わる。

第22条 会計監査は年1回以上、本会の会計を監査しなければならない。

第6章 雑則

第23条 本会の会員は、平等である。

第24条 会員は、本会を政治・宗教・その他の営利目的に利用してはならない。

第25条 みどりヶ丘集会所の建て替え、または、大規模修繕工事の費用に充当する為、青葉台7丁目町会との共同出資により、みどりヶ丘集会所積立基金（以下「基金」と記す）を設置する。

1. 当該基金への繰入金は、会員が納入する積立金を充てる。また、基金の使途については、青葉台7丁目町会と協議し合意のもとに決定される。

2. 会員の積立金の納入期間は、別途協議の上決定する。
3. 年度末には会計監査を受けなければならない。
4. 当該基金の管理者は、管理担当町会の会長がこれにあたる他、当該基金の管理については「役員および各部の業務規定」に定める。

第26条 青葉台6丁目町会会則（以下「会則」と記す）の改訂手続きは以下のとおりとする。

1. 役員並びに会員は、会則の改訂を発議することができる。
2. 改訂案は、総務部で取りまとめ役員会に図る。
3. 役員会での議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、会長決済による。
4. 会則の改訂は、総会における承認を得て実施する。

第7章 補則

第27条 この会則は昭和53年4月1日から適用する。

改訂					
1	昭和53年4月1日	8	平成18年4月1日	15	平成28年4月1日
2	昭和59年4月1日	9	平成20年4月1日	16	平成29年4月1日
3	平成3年4月1日	10	平成21年4月1日	17	平成30年4月1日
4	平成4年4月1日	11	平成23年4月1日	18	2019年4月1日
5	平成11年4月1日	12	平成24年4月1日	19	2020年4月18日
6	平成15年4月1日	13	平成26年4月1日		以下 余白
7	平成17年4月1日	14	平成27年4月1日		

